# 質問にお答えします Question Answer

## ◆フォークリフトの作業計画・健康診断◆

池戸宏光

【フォークリフトの作業計画】

**問1**　フォークリフトで作業を実施する場合は、作業計画を定める必要があると聞きましたが、その内容はどのようなものでしょうか。

**答1**　フォークリフトを用いて作業を行うときの安全を図るためには、何を（運搬する荷）何で（フォークリフトの種類等）どこで（作業場所、運行経路等）どのようにして（作業方法等）等を明確にすることが重要となります。

労働安全衛生規則では、あらかじめ、場所の広さ、フォークリフトの種類・能力、荷の種類・形状等に適応する作業方法やフォークリフトの運行経路等について作業計画を定めることが規定されています。また、当該作業計画により作業を行わなければならないことになっています。（同規則第151条の3第1項、第2項）

なお、作業計画の作成に当たっては、作業指揮者の選任（同規則151条の4）制限速度（同規則151条の5）接触の防止（同規則151条の7）等についても検討の上、作業計画に盛り込むことが大切です。

また、作業計画は関係労働者に周知することになっていることもあり、例えば自動車教習所の練習コースのように運行経路並びに一旦停止箇所を設ける場合等は図示するなど様式化を図り、フォークリフト運転者をはじめ関係者にとって分かりやすい作業計画にすることが望まれます。（同規則151条の3第3項）（関連通達昭和53年2月10日基発第78号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」）

【健康診断関係】

**問2**　「定期健康診断結果報告」の記載について、「在籍労働者数」にはパート等も含むのでしょうか。また、「健診年月日」は複数回に分けて実施した場合並びに「所見のあった者の人数」はどのようになりますか。

**答2**　「在籍労働者数」はパートも含め雇用しているすべての労働者数になります。複数回に分けて健康診断を実施した場合は、最後に行った健診年月日、また、「所見者人数」は、実際の人数を記入することになります。（同一労働者が肝機能検査と血糖検査で有所見であった場合、有所見者数は1名となります）

**問3**　育児休業により休業中のため健康診断が実施できない場合はどのように対応すればよいのでしょうか。

**答3**　①休業中の定期健康診断については、定期健康診断を実施すべき時期に、労働者が育児休業、療養等により休業中の場合には、定期健康診断を実施しなくても差し支えないこと。②休業後の定期健康診断については、労働者が休業中のため、定期健康診断を実施しなかった場合には、休業終了後、速やかにその労働者に対し、定期健康診断を実施する必要があります。

（関連通達平成4年3月13日基発第115号「育児休業等により休業中の労働者に係る健康診断の取扱いについて」）

（池戸労務安全管理事務所所長）

**【費用助成による一般定期健康診断】**

当協会では、毎年11月～2月に従業員数30名未満の会員事業場、建設・運送自営業者組合員を対象とした「費用助成による一般定期健康診断」を実施しています。詳しくは、本誌10月号の案内をご覧下さい。（問合先　当協会　総合受付☎052－961－1666）